

## 高齢者虐待防止に関する指針

### 1. 基本方針

J Aなす南が運営する介護事業において、福祉職員は利用者に対しいかなる虐待もしてはならない。このため、高齢者虐待を防止するための体制を整備し、利用者の権利を擁護するとともに利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう支援する。

### 2. 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、福祉職員が支援等を行う高齢者に対して行う、次の各行為をいう。

#### ①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### ②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の職務上の義務を著しく怠ること。

#### ③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

#### ⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止のための取り組み

福祉職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐため次の取り組みを実施する。

① 事故や苦情の分析と再発防止に関する取り組み

② 提供するサービスの点検と、不適切事例の改善等による質の向上

③ 福祉職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める年1回以上の研修・教育の取り組み

④ 高齢者への虐待発見チェックリストを活用した虐待のサインの早期発見（養護者等からの虐待のサインを含む）

⑤ 指針の定期的な見直しと周知（ホームページ及び施設内への掲示等）

⑥ 虐待防止委員会の設置

### 4. 虐待対応責任者（管理者）の設置と職務

虐待防止責任者は生活福祉課長があたり、虐待内容及び原因の把握、解決策の検討、当該職員との話し合いを行う。

## 5. 虐待防止担当者の設置と職務

虐待防止担当者は虐待防止委員があたり、利用者・家族や職員等からの虐待通報の受付、虐待内容・利用者等の意向の確認と記録、虐待内容の虐待防止責任者への報告を行う。

## 6. 虐待発生時の対応

利用者・家族、職員等から通報があった場合は、次のとおり対応する。

- ①福祉職員は、虐待を発見した際は、虐待防止担当者に通報する。
- ②利用者・家族、職員等から虐待の通報があった場合、虐待防止担当者は虐待内容・利用者等の意向の確認を記録し虐待防止責任者への報告を行う。なお、通報者名を記載する場合は、通報者本人の同意を得る。
- ③虐待対応責任者は、利用者への虐待が疑われるまたは認められた場合は、JAのリスク管理部署および那須烏山市・那珂川町に報告し対応について協議する。
- ④虐待対応責任者は、虐待内容や原因の把握、当事者との話し合いを実施し解決を図るとともに対応経過については記録に残す。また、対応経過については組織内で共有する。
- ⑤虐待対応責任者は、虐待防止委員会を開催し、再発防止について検討するとともに福祉職員への周知を行う。

## 7. 虐待防止委員会の設置

介護事業における虐待防止を図るため虐待防止委員会を設置する。なお、虐待防止委員長は虐待防止対応責任者があたる。

### ①委員会の開催

虐待防止委員会は、半期ごと及び虐待の発生の都度開催する。

### ②構成委員

虐待対応責任者、虐待防止担当者、(必要な時はJAリスク管理部署管理者、外部専門家など)

### ③協議内容

虐待防止委員会では、虐待の防止のための指針の整備、福祉職員研修の内容、体制整備に関する事、虐待が発生した場合の再発防止に関する事、その他虐待防止に関する重要な事業について協議し、記録に残す。

### ④虐待防止委員会の決定事項

虐待防止委員会での決定事項については、福祉職員に周知する。

この指針は、令和5年1月1日より適用する。